奈良県附属 機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県. 知 荒 井 正 吾

奈良県条例第三十四号

奈良県附属機関に関する条例 \mathcal{O} 一部を改正する条例

うに改正する。 奈良県附属機関に関する条例 (昭和二十八年三月奈良県条例第四号) \mathcal{O} _ 部を次のよ

化村構想宿泊事業者選定委員会の項を次のように改める。 別表知事の部なら歴史芸術文化村構想等検討委員会の項を削 り、 同部なら歴史芸術文

奈良県中 小 企業会館等

活用検討委員会

奈良県中 小 企業会館等の 活用 12 関 する重要事 項 E 9 11

て \mathcal{O} 調査審議に関する事務

県安心 進支援事業選定委員会」 通基本計画推進支援事業の」 する検討委員会の 別 表 知 事 て暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会」 \mathcal{O} 部奈良県安心して暮らせる 項の次に次 に、 に改め、 のように加える。 「安心 して暮らせる地域公共交通確保事業の」 同部平城宮跡歴史公園歴史体験学習館 地域 公共交通確保事業選定委員会の を「奈良県 公共交通基本計画推 を 項 の整備に関 中 「公共交 「奈良

体験学習館事業者選定 平城宮跡 歴史公園 歴史

平城宮跡歴史公園歴史体験学習館に係る事業者の選定 に関する重要事項についての審査に関する事務

委員会

うに加える。 別 表知事の 部平城宮跡歴史公園南側地区 \mathcal{O} 整備に関する検討委員会の項 0 次 に次 のよ

平城宮跡 歴史公園南側

地

区

事業者選定委員会 平城宮跡歴史公園南 る重要事項に 0 て 側 \mathcal{O} 審査に関する事務 地区に係る事業者の選定に 関

附 則